

車両運行管理業務仕様書

委託者（以下「発注者」という。）は、この仕様書に定める車両運行管理業務を受託者（以下「受注者」という。）に業務委託するものとする。

1. 業務の内容

受注者は、船橋市光風みどり園（所在地：船橋市大神保町1359番地7）の利用者送迎バス及び給食運搬車の運行管理を行うものとする。

2. 業務の対象車両

車種	型式	初年度登録年月	登録番号
日産中型バス （46人乗り）	KK-RM252GAN	平成13年3月	習志野200は52
いすゞ大型バス （57人乗り）	KL-LV280N1	平成15年9月	習志野200は163
給食運搬車	HBD-DA17V	平成28年10月	習志野480く5695

3. 業務の範囲

- (1)車両の運行計画の企画及び立案
- (2)車両の運行
- (3)車両の日常点検整備
- (4)車両の整備（定期点検・継続車検を含む）及び修理
- (5)車両の燃料・油脂の購入と給油
- (6)車両に係る消耗品及び備品の購入と管理
- (7)自動車損害賠償責任保険などの事務手続の代行
- (8)自動車保険（任意保険）に関する事項
- (9)事故処理に関する事項
- (10)アルコールチェック（酒気帯びの有無の確認及び記録の保存）に関する事項
- (11)その他前各号に付帯する事項

4. 受注者は、業務を遂行するため、安全運行車両管理者及び車両管理者を定めるものとする。

- (1)安全運行車両管理者は、委託業務を総合的に担当し、車両管理者に業務を指示するとともに指揮監督を行い、業務に関する指示及び連絡を受ける任にあたる。
- (2)受注者は、安全運行車両管理者及び車両管理者を、予め書面により発注者に届け出るものとし、契約期間中に変更があった場合は、発注者に対して遅滞なく書面により通知するものとする。
- (3)この他に車両管理者は、必要に応じて施設職員の要請に従うものとする。

5. 受注者は、道路運送車両法第50条に規定する整備管理者を選任するものとする。
(1) 受注者は、整備管理者の選任及び契約期間中の変更があった場合は、発注者に対して遅滞なく書面により通知するものとする。

6. 受注者は、給食運搬車を運行管理する上で衛生管理に十分留意し、毎月1回食品取扱上必要な検査をし、これを発注者に報告するものとする。

7. 受注者は、車両管理について、受注者を契約者として下記に定める自動車保険を締結するものとし、保険項目及び保険内容は、下記内容を下回らないものとする。

項目	保険内容	保険対象
車両保険	時価	管理車両
対人賠償責任保険	無制限	第3者及び管理車両利用者（船橋市光風みどり園利用者、職員等）
対物賠償責任保険	無制限	第3者の財産
搭乗者傷害保険	1000万円／1名	管理車両利用者（船橋市光風みどり園利用者、職員等）

8. 車両運行日は、原則として船橋市光風みどり園の開所日及び事業を実施する日とする。ただし、発注者が必要と認めるときは、受注者は運行するものとする。

9. 車両運行管理時間は、特別な場合を除き、原則として午前8時15分から午後5時15分までの間で、発注者が指定する時間帯とする。

10. 受注者は、管理車両が何らかの事象により通常の運行ができない場合、受注者の費用負担において、代行車両の手配及び運転を行う。

11. 管理車両の保管場所及び保管方法は、発注者の指定した方法による。

12. 発注者は、受注者に関して随時調査し又は受注者に対し報告を求め、必要があるときはその改善を求めることができる。

13. 受注者は、管理車両の運行等についての日誌を発注者に提出するものとする。

14. 受注者は、事故等が生じた場合、速やかにその旨を発注者に報告し、発注者と協議のうえで事故処理業務を行う。

15. 受注者は、契約の履行において、業務を第三者へ委託又は請け負わせてはならない。
16. 受注者は、業務完了後、毎月速やかに書面をもって発注者に報告しなければならない。
17. 受注者は、業務の成果が検査に合格した後、速やかに書面をもって委託料の支払いを求めることができる。
18. 委託料は適法な支払請求を受けた日から、30日以内に月払いで支払うものとする。
19. 発注者は、受注者が次の事項に該当する時は、いつでもこの契約を解除することができる。この場合において、発注者は受注者に対して委託金額を支払わないとともに、一切の責を負わないものとする。
 - (1)受注者がこの契約又は関係諸法令に違反したとき。
 - (2)受注者の業務が不相当と発注者が認めたとき。
 - (3)受注者がこの契約を履行することができないとき。
20. 受注者、安全運行車両管理者、車両管理者、整備担当者及び運転手は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
21. 受注者は、労働基準法等労働関係法令及び社会保険諸法令上の責任を全て負い責任をもって労務管理を行い発注者に対し迷惑を及ぼさないものとする。
22. この仕様書に規定されていない事項については、発注者と受注者の協議のうえ決定するものとする。